

## 要望等内容

私たち「オンブズマン大磯」は、大磯町の市民活動団体として認定され、ご存じのこととは思いますが「行政の不正・不当を監視・是正することを活動目的とする」公益団体です。

町民の方が相談に来られました。

○ある会社が隣接する町道を駐車場として不正に使用し、一般住民の通行が不可能になっている。

○大磯町が承知のうえ貸しているのなら企業との「癒着」だし、知らないのなら「管理不行き届き」ではないか。

## 現状の把握

登記所に赴き資料を入手し調べたところ、平成4年にJRが不要になった土地を大磯町に寄付し、大磯町は鉄道の側道とし町道としたことが推測されました。

このことを大磯町建築課宛てに、まず「現状の把握」として町道を不当に占拠している状況、事実の確認をし、その結果を文書にて回答していただきたい旨の申し立てを文書でいたしました。

1週間後、大磯町は、町道が不当に占拠されていることについて知らなかったが、調査に行ったところ9台の車が町道を塞ぐ形で縦列に駐車しており、会社の車両であることを確認したので、撤去を命じた旨の説明が、文書ではなく電話でありました。

## 検証は…

大磯町の公益財産を私的に長期間しかも数十メートルもの道路を不当に占拠し、その間住民は道路を使用できない事態に陥っていたのだから「知らなかった」そして撤去を命じてそれで解決とはなりません。当然のことながら不当な状況が長期間放置されていた「原因と対策」を行い、類似事項はないのか等しっかりと検証し、その報告も頂きたい旨の要求をしました。併せて明らかな不祥事だから町長名で返答をいただきたい旨の要求も致しました。

## 回答

町政につきまして、日頃からご理解、ご協力いただきありがとうございます。  
●●様から「町道の不当占拠と町の対応」についてご意見をいただきました。まず、お尋ねの①から④までの「町道」に関する件についてお答えする前に、「現状の把握」「検証は」「事態の矮小化」とされるご意見についてお答えします。

●●様は、匿名の方からの相談内容が示された令和3年4月23日付け申入れ文書とともに、建設課窓口にお越しになりました。その際、本件内容に関する「現状の把握」の状況について、文書で回答するようにご要望をいただきましたので、同年4月27日、建設課において当該箇所の現場確認を行いました。

その結果、コンクリート舗装された部分に車が9台駐車していることを現認し、併せて当該地は、境界が確定していないものの、公図等から町管理の道路であると判断いたしましたので、申入れ文書に記載されていた隣接する事業者、町管理道路へ駐車はしないよう指導したところ、原状復帰が速やかに行われました。

その後、同年5月13日に電話にて、申入れ文書にある「まずは現状の把握をして頂き、それを文書にていただきたい」とのご要望について、町からの回答に上記の対応状況も含めるか確認させていただいたところ、「町長名で回答がほしい」、「町の管理瑕疵がある旨を記載してほしい」と新たなご要望をいただいたことから、内部協議させてほしい旨をお伝えし、ご了解をいただきました。

そして同年5月24日、内部協議の結果について、「公文書として町長名等で回答できる規定がなく、窓口でお約束した文書回答は、担当者メモとしての回答となる」、「管理瑕疵は、現時点で瑕疵の有無の判断はできないため回答できない」旨を電話で説明させていただきました。しかし、その際、新たに「原因と対策」、「通報者に感謝の意を述べること」とのお話をいただいたことから、周知看板の設置検討などを説明させていただいたところ、当初に要望された「現状の把握」についての文書は受け取りに行くが、「原因と対策」、「通報者に感謝の意を述べること」等を求める文書は別に提出するとのお話をいただいたところでした。こうした経緯から、この度頂戴した目安箱でのご意見がその文書であると受け止めております。

以上の経過のとおり、申入れ文書に対する回答内容、町内部での協議結果を踏まえた回答方法などは、事前に●●様にご確認・ご説明等させていただいて

### 事態の矮小化

しかし、届いた回答文書の差出人は町長名はおろか建築課名もなく[問い合わせ人 建築課〇〇]とされた文書で、不当占拠の状況の詳細な報告もなく、要求した「原因と対策」「検証」も書かれておりません。電話でこの「問い合わせ人」に、こんな返答文書はありえないと申し上げたところこの文書は公文書ではなく単なる連絡すなわちメモ書きなんだそうです。そうか、メモなら決裁はいらないから一担当者の裁量でいかなることもできるから簡易で便利なのだろうと「納得」した次第です。しかし、地方自治法第138条の2に定められた公務員の「事務を誠実に管理、執行する義務」を果たしているとは思われず、重大な事案を矮小化する行為にはただただあきれられるばかりです。

### ご質問

町長にお伺いいたします。①この件をご存じでしたか ②知っていたならどのような指揮監督をしましたか ③占拠の期間、規模、理由等詳細を記録していますか ④「原因と対策」そして再発防止・類似事案の確認に取り組まなくてよいのですか。 ⑤こゆるぎハイツのガス庫の固定資産税の課税を怠る行為を裁判所にとがめられても速やかな検証をせず、1年2か月もたって類似の石神台団地のガス庫2棟の課税を怠る行為を更正し、その間の2年分の徴収が不可能になり、大磯町の損害をさらに大きくしたことの反省はありますか

おります。

●●様におかれては、こうした本町の対応を踏まえ、今般、改めて目安箱に投書いただいたものと認識しておりますが、縷々ご説明させていただきましたとおり、申入れ文書に対する対応に関しましては、町としては誠実に対応させていただいているものと考えております。

次に、「ご質問」①から④についてお答えします。

まず、①から③についてですが、道路等に関するご要望などは、役場窓口や電話、書面、町ホームページなどで受け付けた後、必要に応じて現場確認や土地の状況調査、関係者からの聞き取り調査などを実施したうえで、その対応状況を「要望受付」等に記録しております。

なお、町長に対しては、事案の状況を踏まえ、必要に応じて報告を行うこととしており、今回の事案の経緯や対応方針についても報告しているところです。

次に、④の「原因と対策」、「再発防止」については、この道路は通過交通がなく、道路沿いに住宅等もないため日常的な使用がされにくい状況にあり、加えて町管理の道路であることの明示がされていないことなどが原因ではないかと考え、再発防止策として、現場に町管理道路である旨を明示する看板を設置しました。

さらに、「類似事案の確認の取り組み」については、町が管理する道路は、その使われ方や機能、また、境界の確定状況など、様々な形態をなしており、一律に本件類似事案として、まとめて調査などすることは大変困難なものとして捉えており、本件に類似した事案に関しましては、町民の方などからの情報提供や道路パトロールなど、事案毎に、現場状況の確認や土地の権利関係等の調査を行った上で、是正など必要な対応を行っております。

次に、⑤の「石神台団地のプロパンガス庫2棟の固定資産税」に関する御意見等につきましては、令和2年7月に、地方税法の規定に基づき遡及可能な平成28年度から令和2年度までの課税更正を行いました。大磯こゆるぎハイツのプロパンガス庫の裁判において、課税上の判断に誤りがあったことが判決で指摘されており、結果的に長期間の課税漏れにより、町の税収に影響を及ぼす結果となったことについては、税の公平・公正さを欠くものであったと認識しております。

今後、同じ様な課税判断の誤りを起こさないよう、調査や評価に際して担当職員の知識や能力の向上を図り、課税事務を適切に行ってまいります。

この度は、貴重な御意見をいただきありがとうございました。

目安箱受付日：R3.5.31

掲示日：R3.6.24